

学校スポーツ開放事業実施要領（地域開放）

【1. 開放期間】

- (1) 体育館 5月1日から翌年の3月末まで（ただし、12月26日から翌年の1月3日までを除く）。
- (2) グラウンド 6月1日から10月末まで。

【2. 開放日および開放時間】

- (1) 小学校 月曜日～土曜日 19:00～21:00
日曜日・祝日 10:00～12:30
12:30～15:00

(※) 原則、土・日・祝日の開放は、**総合型地域スポーツクラブのみ**とする。

- (2) 中学校 月曜日～土曜日 19:00～21:00

【3. 地域開放】

- ・小学校の通学区域を単位として組織する地域スポーツ推進協議会（これに準ずるものを含む）
- ・教育委員会が認める総合型地域スポーツクラブ

【4. 利用上の注意事項】

- (1) 地域開放の利用者は、「学校スポーツ開放日誌」に利用日、利用人数等を記入のうえ、管理指導員に提出すること。
- (2) 利用後には、隅々まで清掃し、出したゴミは持ち帰ること。
- (3) 上記の清掃・点検を含めて、開放時刻終了時には体育館から退出すること。
- (4) **高校生以下の生徒・児童の開放利用は禁止とする。**ただし、地域スポーツ推進協議会（これに準ずるものを含む）、総合型地域スポーツクラブが主催する、高校生以下の生徒・児童を対象とした事業等による利用の場合は除く。また、高校生以下の生徒・児童を開放利用へ同伴させる場合は、他の利用者の開放利用に支障をきたすことが無いようにすること。
- (5) その他、管理指導員の指示には、必ず従うこと。
- (6) 利用者の責に帰する学校施設、設備、備品等の破損、滅失があった場合は、教育委員会が定める損害額を賠償すること。
- (7) 開放施設以外の場所には、絶対立ち入らないこと。

- (8) 屋内体育館の土足は厳禁とする。また、体育館床面の着色を防止するため、上靴の底は白色又は生ゴム仕様のものや競技用の上靴を使用すること。
- (9) 学校施設及び敷地内(駐車した車内を含む)での喫煙及び飲酒はしないこと。
- (10) 駐車場以外への車両乗り入れは、絶対にしないこと。
- (11) 学校施設周辺は、住宅が隣接しているため、騒音や大声を発しないこと。
- (12) 利用上のケガ等について、教育委員会は一切の責任を負わないものとし、利用者は、活動中のケガや学校施設の破損を補償するスポーツ安全保険等に、できる限り加入するよう努めること。
- (13) 大津波警報又は津波警報が発令(解除を含む)されている日のスポーツ開放利用は、すべて中止とする。また、悪天候・災害等により安全性の確保が困難と判断した場合は、開放を中止とする場合がある。
- (14) 開放校が臨時休校となった日の開放は中止とする。

【5. 学校別(釧路地区)利用可能種目一覧】

		バスケットボール	バレーボール	ソフトバレー	バドミントン	ソフトテニス	ミニテニス	卓球	フットサル	硬式テニス	グラウンド開放	開放日	
												団体開放	地域開放
小 学 校	釧路		○	○	○	○	○					—	月～土
	中央		○	○	○	○						—	木・金
	城山		○	○	○	○						月・水～金	火
	湖畔		○	○	○	○	○					—	月～土
	桜が丘		○	○	○	○	○					—	月～日
	鳥取		○	○	○	○	○					月・水～金	火
	共栄		○	○	○	○						月・水・木	火・金
	青葉		○	○	○	○						月・火・金	水・木
	朝陽		○	○	○	○		○				月・水・木	火・金
	光陽		○	○	○	○						月・水・金	火・木
	清明		○	○	○	○	○					—	月～土
	新陽		○	○	○	○						月・木	火・金
	大楽毛		○	○	○	○	○					—	月～土
	山花		○	○	○	○						—	水
	東雲			○	○	○	○					—	月～日
	愛国		○	○	○	○						月・水～金	火
	鳥取西		○	○	○	○						月～金	—
	武佐		○	○	○	○	○	○				月・水～金	火
	美原		○	○	○	○	○	○				—	月～土
	昭和		○	○	○	○	○					月・木	火
興津		○	○	○	○	○					月・水・木	火・金	
鶴野		○	○	○	○	○					—	月～日	
芦野		○	○	○	○						月～水・金	木	
旧桂窓			○	○	○						—	月～日	
中 学 校	幣舞	○	○	○		○						月～土	—
	北	○	○	○	○	○			△注1)			月～土	—
	春採	○			○	○	○			○		月・水	火・木
	鳥取	○	○	○	○	○	○					月～土	—
	共栄	○	○	○	○	○	○					月～土	—
	景雲	○	○	○	○					△注1)		月～金	—
	大楽毛	○	○		○							月・水・木	火・金
	桜が丘	○	○	○	○							月～土	—
青陵	○	○	○	○				△注1)		○	月・水～土	火	
美原	○	○		○	○		○				月・水～金	火・土	
鳥取西	○	○	○	○	○						月～土	—	

注1) フットサル種目について、△印はシュート等のボールが壁に当たる可能性がある行為を禁止する。

【問合せ先】 釧路市教育委員会 生涯学習部 スポーツ課
 釧路市錦町2-4 フィッシャーマンズワーフ M00 4階
 ☎ 0154-31-2600